

備前市ゼロ・カーボンシティ促進補助金の手引き

備前市では、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の有効利用の促進と地球温暖化の防止に資するため、下記の対象機器を購入する市民を対象に費用の一部を補助します。

●補助対象機器 ①太陽光発電システム ②リチウムイオン蓄電池

※補助対象機器の要件については、次頁をご確認ください。

●補助金額 補助対象経費の2分の1で、上限 20 万円

※先着順に交付申請を受理し、申請が予算額に到達した時点で受付を終了します。

●補助金対象者

- (1) 市に住所を有し、引き続き市内に居住する意思を有する者 ※法人を除きます。
- (2) 市税の滞納がない者。
- (3) 補助金の交付を受けようとする年度の前 5 年度以内に補助金の交付を受けたことがない者。ただし、令和 3 年度までに交付を受けた補助金についてはこの限りでない。
- (4) 備前市暴力団排除条例(平成 23 年備前市条例第 31 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 補助金の対象となった補助対象機器を 5 年以上継続して使用する意思を有する者。

●申請から支給までの流れについて

交付申請 交付申請書(様式第1号)に誓約書(様式第 1-2 号)と見積書の写しを添付して提出してください。



交付決定通知 交付申請を審査後、補助金の交付を決定します。 ↑オンライン申請

実績報告 補助対象機器購入を完了した日から3か月以内に提出してください。
実績報告書(様式第3号)、概要書(様式第 3-1~3-4 号)とあわせて、補助対象機器に応じた添付書類を提出してください。添付書類の詳細は「よくある質問」の Q8 に掲載しています。

確定通知 実績報告を審査後、補助金額を確定し通知します。

補助金請求 確定した補助金額の請求書(様式第5号)を提出してください。



補助金交付 請求書の提出後、概ね1か月以内に指定された口座に振り込みます。

●補助対象機器の要件

① 太陽光発電システムの補助要件

以下に該当するものに限りです。

- ア 太陽電池モジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能及び品質が確認されているものであること。
- イ 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれかが 10 キロワット未満(小数点第 3 位以下は切り捨てる。)であること。
- ウ 既存設備増設の場合は、既存設備分を含めた増設後の設備が上記イを満たしていること。ただし、モジュールを増設する場合は、パワーコンディショナーも交換又は増設すること。
- エ 発電した電気が日常生活に使用されていること。

② リチウムイオン蓄電池の補助要件

以下に該当するものに限りです。

- ア 蓄電池容量が 1 キロワット以上で、太陽光発電システム等と接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであること。
- イ 一般社団法人環境共創イニシアチブが ZEH 支援事業において補助対象としている機器であること。

※一般社団法人環境共創イニシアチブ ホームページ

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>



問い合わせ・提出先 〒705-8602 備前市東片上 126
備前市役所 市民生活部 環境課 保全係 TEL:0869-64-1822
E-mail: bzkankyo@city.bizen.lg.jp